

令和2年第3回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和2年3月9日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室において、第3回農業委員会を招集した。

2. 出席委員

【農業委員17名】

1番 藤原 浩俊	2番 樋口 好澄	3番 田中 政則
4番 森山 勝馬	5番 手嶋 和彦	6番 田中 睦美
7番 原野 道明	8番 森部 賢一	9番 武井 正道
10番 手嶋 博行 (欠席)	11番 手嶋 信行 (欠席)	12番 畑 和徳
13番 田中 武俊	14番 櫻木 朝喜	15番 穴見 義夫
16番 林 新吾	17番 樋口 博幸	18番 伊藤 猛
19番 後藤 干城		

【農地利用最適化推進委員】

20番 大山 源次	21番 浦塚 洋明	22番 坂田 稔
23番 金子 耕三		

(※20番から23番は、代表推進委員。)

3. 付議事項

- ・報告第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第2号 農地改良届出について
- ・報告第3号 農地法第4条の規定による届出について
- ・議案第1号 農用地利用集積計画（利用権の設定）について
- ・議案第2号 農用地利用集積計画（利用権の移転）について
- ・議案第3号 農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について
- ・議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第5号 農地転用計画変更申請について
- ・議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第8号 農用地利用集積計画（特例事業関係）について
- ・議案第9号 非農地判断について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 後藤 干城

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 中村 敬一郎

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	高 岩 浩 司
係 長	中 村 敬一郎
事務吏員	松 尾 康 年
事務吏員	水 落 ひかる
事務吏員	岩 切 範 宏

7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 主 事 齊 藤 圭 祐

(開 会 14:00)

8. 議 事

議 長 ただ今より、令和2年第3回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。審議に入ります前にご連絡いたします。10番手島委員、11番手島委員より欠席の届出がありますのでよろしくお願いたします。それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員17名、農地利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）4名であります。会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。議事録署名人に3番田中委員、4番森山委員を指名いたします。よろしくお願いたします。それでは、1頁をお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知について」事務局の説明を求めます。

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。4頁まで21件ございます。以上、報告いたします。
議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から21番までを一括とし、質問や意見のある方は挙手にて発言をお願いします。

議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、報告第1号、報告番号1番から21番について、これを受理いたします。5頁をお開きください。次に、報告第2号「農地改良届出について」事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。3件ございます。以上報告いたします。
議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について担当委員の説明を求めます。
7番 7番原野委員。

7番 (原野委員) 報告番号1番について、説明いたします。
届出人の住所・氏名、届出物件については、議案書記載のとおりです。隣接市道から約40cm低く、水はけが悪いため、地上げし畑として利用するものです。作付け予定は、大豆と聞いております。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

議 長 報告番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、報告番号1番について、これを受理いたします。
次に、報告番号2番について担当委員の説明を求めます。16番林委員。

16番 (林委員) 報告番号2番について、説明いたします。
届出人の住所・氏名、届出物件については、議案書記載のとおりです。申請地が周囲より低く周囲の雨水が流入してくるため、約60cm地上げし畑として利用するものです。作付けは野菜です。

議 長 担当委員の説明は終わりました。

議 長 報告番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、報告番号2番について、これを受理いたします。
次に、報告番号3番について担当委員の説明を求めます。3番田中委員。
3番 (田中委員) 報告番号3番について、説明いたします。
届出人の住所・氏名、届出物件については、議案書記載のとおりです。申請地が周囲より低く排水が悪いため、隣に所有している農地と同じ高さまで地上げし、一体的に畑として利用するものです。地上げ高は約80cm、作付けは野菜です。
議長 担当委員の説明は終わりました。
議長 報告番号3番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
議長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、報告番号3番について、これを受理いたします。
6頁をお開きください。次に、報告第3号「農地法第4条の規定による届出について」事務局の説明を求めます。
事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。1件です。以上報告いたします。
議長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について担当委員の説明を求めます。
8番 8番森部委員。
(森部委員) 報告番号1番について、説明いたします。転用者、申請土地については、議案書記載のとおりです。転用の目的は、農業用倉庫。転用の理由は、農業機械の置き場が不足しているため農業用倉庫1棟40㎡を建築するものです。この方は、平成29年7月の豪雨災害による河川拡幅工事により、現在の農業用倉庫の移転が必要なため、自分の畑に新たに農業用倉庫を建築するものです。
議長 担当委員の説明は終わりました。
議長 報告番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
議長 なければ、本件について、受理することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、報告番号1番について、これを受理いたします。
7頁をお開きください。次に、議案第1号「農用地利用集積計画(利用権の設定)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。
議長 事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。
農業振興課 (斎藤) 詳細について説明。ご審議方よろしくお願ひいたします。
議長 農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
議長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。
10頁をお開きください。次に、議案第2号「農用地利用集積計画(利用権の移転)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。
議長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番から審議番号7番については、関連していますので一括して説明を受けます。それでは、農業振興課の説明を求めます。
農業振興課 (斎藤) 詳細について説明。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 農業振興課の説明は終わりました。審議番号1番から審議番号7番までを一括とし、質問や意見はありませんか。
 (「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第2号は承認とし、市長へ通知いたします。
 12頁をお開きください。次に議案第3号「農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。審議番号1番についても続けて説明をお願いします。

事務局 (岩切)「理由朗読後」、審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要です。
 よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当地区委員の15番穴見委員、31番高良委員を指名いたします。
 次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号2番について、あっせん委員の選任が必要です。
 よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号2番について、担当地区委員の12番畑委員、34番田中委員を指名いたします。
 次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要です。
 よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、担当地区委員の10番手島委員、17番樋口委員、32番橋本委員を指名いたします。
 次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要です。
 よろしく願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、担当地区委員の13番田中委員、25番平田委員を指名いたします。
 審議番号1番から4番までを一括とし、質問や意見はありませんか。

議 長 なければ、議案第3号、審議番号1番から4番について、賛成の方の挙手を求めます。
 全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、議案第3号は可決されました。
 13頁をお開きください。次に、議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。
 事務局の説明を求めます。

事務局 (水落) 議案朗読をもって説明。17頁まで10件ございます。
 ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。
 15番 (穴見委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買、権利移転の理由として、譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小です。農地法第3条第2項には該当いたしません。
 ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
 推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。17番樋口委員。

17番 (樋口委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買、権利移転の理由は、譲渡人は遠方のため離農、譲受人は空き家に付属した農地取得です。3月2日に三役と担当委員、事務局とで面談を行いました。畑は購入した家のすぐ隣にあり、野菜作りを行うとのことです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 なければ、審議番号2番について、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。

(審議番号3番については取り下げ。)

議長 次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。

17番樋口委員。

17番 (樋口委員) 審議番号4番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。譲受人は経営拡大、譲渡人は遠方であり離農です。現在この土地を譲受人が借りて耕作していましたが、今回贈与するとの申請です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

議長 審議番号4番について、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。17番樋口委員。

17番 (樋口委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。譲受人は相手方の要望によるもの。譲渡人は高齢のため規模縮小です。申請土地は平成29年7月の豪雨災害で被災した農地や梨畑があり、これらを一括して購入するものです。

農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議の程よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありますか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号5番について、質問や意見はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。13番田中委員。

13番 (田中委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議

案書記載のとおりです。契約は売買。譲受人は相手方の要望によるもので、譲渡人は離農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。審議の程よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。13番田中委員。

13番 (田中委員) 審議番号7番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議

案書記載のとおりです。契約は売買。譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小です。

農地法第3条第2項には該当いたしません。審議の程よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。

次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。16番林委員。

16番 (林委員) 審議番号8番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案

書記載のとおりです。契約は売買。譲受人は相手方の要望、譲渡人は高齢で労力不足です。

申請地は譲受人の家の前にあり、買ってほしいと要望があったということです。

農地法第3条第2項には該当いたしません。審議の程よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号8番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。

次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。16番林委員。

16番 (林委員) 審議番号9番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案

書記載のとおりです。契約は売買。譲受人は経営拡大、譲渡人は経営縮小と離農です。

譲受人は、堆肥を作っており畑で使ってみたいとのこと。

農地法第3条第2項には該当いたしません。審議の程よろしくお願いします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号9番について、質問や意見はありませんか。

18番挙手

議長 18番伊藤委員

18番 (伊藤委員) 譲受人は、住所が大分県玖珠郡〇〇町となっているが、通作は大丈夫なんですか。距離的に。

16番挙手

- 議 長 16番林委員
16番 (林委員) 譲受人は、申請地の近くで、し尿処理施設〇〇プラントを営んでおり、ほぼ毎日高速道路を使って会社に出向いています。通作には影響ないと思います。
- 17番挙手
- 議 長 17番樋口委員
17番 (樋口委員) この方は、以前も市内の農地を買われたようですが、きちんと耕作されているでしょうか。
- 16番挙手
- 議 長 16番林委員
16番 (林委員) ちゃんと耕作されています。
- 議 長 他に質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号9番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号9番は許可いたします。
次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。2番樋口委員。
- 2番 (樋口委員) 審議番号10番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。従兄弟から従兄弟への贈与です。農地法第3条第2項には該当いたしません。審議の程よろしく願います。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)
- 議 長 審議番号10番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号10番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号10番は許可いたします。
次に、審議番号11番について、担当委員の説明を求めます。2番樋口委員。
- 2番 (樋口委員) 審議番号11番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与。譲受人は親族の所有地であり、相手方から要望があったため。譲渡人は、相続はしたものの、高齢で遠方であり農業は行わないため贈与することです。農地法第3条第2項には該当いたしません。審議の程よろしく願います。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)
- 議 長 審議番号11番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
- 議 長 なければ、審議番号11番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号11番は許可いたします。

ここで、議事進行上、暫時休憩いたします。 (14時35分より10分間休憩)
(休憩後、14時45分から15時05分まで、現地ビデオ上映) 15時08分再開。

- 議 長 それでは、休憩前に引続き会議を再開いたします。
18頁をお開きください。次に、議案第5号「農地転用計画変更申請について」を議題とし事務局の説明を求めます。

事務局
議 長 (松尾) 議案朗読をもって説明。1件です。ご審議方よろしくお願いいたします。
事務局の説明は終わりました。審議番号1番について質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、議案第5号は承認といたします。
19頁をお開きください。次に、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請について」
を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案書により説明。1件です。ご審議方よろしくお願いいたします。
議 長 事務局の説明は終わりました。
審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。16番林委員。

16番 (林委員) 審議番号1番について説明します。転用者・申請土地については議案書記載のと
おりです。転用の目的は自己用住宅で、転用の理由は自宅が平成29年7月の豪雨災害で被
災したため自己用住宅を建築するものです。生活排水は合併浄化槽を設置します。雨水排水
は側溝へ流します。農地法の運用については、杷木支所から300m以内に該当。
ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
6番挙手

議 長 6番田中委員
6番 (田中委員) 申請地は、国道から低いが地上げの申請はあったのでしょうか。
事務局挙手

議 長 事務局
事務局 (松尾) 申請地については、分筆して宅地と農地に分けるようになっています。宅地部分に
ついては造成も含め申請されています。残りの農地については、後日改めて農地改良届を提
出することになっています。

議 長 他にありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
20頁をお開きください。次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について」
を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (松尾) 議案朗読をもって説明。23頁まで13件ございます。
ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。

議 長 審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。5番手嶋委員。
5番 (手嶋委員) 審議番号1番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議
案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的、理由は、2棟の古民家を民泊施設とする
ため、間にある申請地を通路として整備するものです。
農地法の運用については、その他の農地に該当。審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。
推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。15番穴見委員。

15番 (穴見委員) 審議番号2番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は、社会福祉施設〇〇の敷地拡張です。建物1棟、駐車場22台分を確保します。生活排水は既存の下水道に接続し、雨水は側溝へ流します。区会長の承諾も得ています。農地法の運用は、鉄道の駅から1km以内で宅地面積割合が40%以上の区域にある農地に該当します。審議の程、よろしく願いいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。

次に、審議番号3番から審議番号9番まで私が担当委員になっていますので、議長を副会長と交代いたします。

(議長交代：会長 → 副会長)

議 長 それでは、審議番号3番について担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番 (後藤委員) 審議番号3番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は自己用住宅の建築です。生活排水は下水道に接続し、雨水は道路側溝に流します。区会長、水利委員の承諾も得ています。農地法の運用は、用途地域が定められている農地に該当、ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認いたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番 (後藤委員) 審議番号4番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的、理由については、審議番号3番に関連しており、自己用住宅及び農地への進入路用地とするものです。道路幅は4mです。農地法の運用は、用途地域が定められている農地に該当、ご審議方よろしく願いいたします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号4番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号4番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号4番は承認いたします。

次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番 (後藤委員) 審議番号5番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的、理由については、自己用住宅の建築です。区会長の承諾も得ております。農地法の運用は、用途地域が定められている農地に該当、ご審議方よろしくお願いたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号5番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号5番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は承認といたします。

次に、審議番号6番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番 (後藤委員) 審議番号6番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。これは、審議番号5番と関連がありますが、自己用住宅用地の残地を貸露天駐車場とし、賃料収入を得るものです。農地法の運用は、用途地域が定められている農地に該当、ご審議方よろしくお願いたします。

議長 担当委員の説明は終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号6番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号6番は承認といたします。

次に、審議番号7番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番 (後藤委員) 審議番号7番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は使用貸借です。転用の目的、理由については、現在借家住まいのため、祖父の土地を借りて自己用住宅を建築するものです。生活排水は下水道に接続し、雨水排水は水路に流します。農地法の運用については、用途地域が定められている農地に該当、ご審議方よろしくお願いたします。

議長 担当委員の説明が終わりました。次に、推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議長 審議番号7番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議長 なければ、審議番号7番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議長 賛成多数と認め、審議番号7番は承認といたします。

次に、審議番号8番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。

19番 (後藤委員) 審議番号8番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用目的は、宅地分譲10区画です。転用の理由については、申請地周辺は交通の便も良く、宅地化が進んでいるため、宅地分譲用地とするものです。生活排水は下水道に接続、雨水は側溝に流します。区会長及び水利委員の承諾も得ています。農地法の運用については、用途地域が定められている農地に該当、ご審議方よろしくお願いたします。

議長 担当委員の説明が終わりました。推進委員より補足説明はありませんか。

推進委員 (「ありません。」)

- 議長 審議番号8番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
- 議長 なければ、審議番号8番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号8番は承認といたします。
次に、審議番号9番について、担当委員の説明を求めます。19番後藤委員。
- 19番 （後藤委員）審議番号9番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的、理由については、自己用住宅を建築するものです。生活排水は下水道に接続し、雨水排水は水路に流します。区会長及び水利委員の承諾も得ています。農地法の運用については、用途地域が定められている農地に該当、ご審議方よろしくお願いたします。
- 議長 担当委員の説明が終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 （「ありません。」）
- 議長 審議番号9番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
- 議長 なければ、審議番号9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号9番は承認といたします。
それでは、議長を会長と交代いたします。
（議長交代：副会長 → 会長）
- 議長 議長を交代しました。
次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。3番田中委員。
- 3番 （田中委員）審議番号10番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。転用の目的は店舗用駐車場で、転用理由については、経営しているコンビニの駐車場が不足しているため敷地拡張するものです。元々ここは製材所でそのころから既に一部転用されていたため、今回始末書添付での申請となっています。区会長の承諾も得ています。農地法の運用については、10ha以上の一団の農地で、敷地拡張に該当します。ご審議方よろしくお願いたします。
- 議長 担当委員の説明が終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 （「ありません。」）
- 議長 審議番号10番について、質問や意見はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）。
- 議長 なければ、審議番号10番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
- 議長 賛成多数と認め、審議番号10番は承認といたします。
次に、審議番号11番について、担当委員の説明を求めます。1番藤原委員。
- 1番 （藤原委員）審議番号11番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与で、転用の目的、理由については、平成29年7月の豪雨災害による河川拡幅工事で実家を立ち退くため、親の土地を譲り受けて農家住宅を建築するものです。生活排水は合併浄化槽を設置します。雨水は側溝に流します。農地法の運用については、10ha以上の一団の農地で、集落接続に該当します。ご審議方よろしくお願いたします。
- 議長 担当委員の説明が終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。
推進委員 （「ありません。」）
- 議長 審議番号11番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号11番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号11番は承認いたします。

次に、審議番号12番について、担当委員の説明を求めます。2番樋口委員。

2 番 (樋口委員) 審議番号12番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は賃貸借で20年間と聞いております。転用の目的は共同井戸用地で、転用理由については、平成29年7月の豪雨災害により、集落の水源である共同井戸が被災したため、井戸と貯水槽を設置したものです。被災後生活用水の確保に困っていたため、急ぎ給水施設を整備しており、今回始末書添付での申請となっています。農地法の運用については、その他の農地に該当します。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号12番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号12番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号12番は承認いたします。

次に、審議番号13番について、担当委員の説明を求めます。16番林委員。

16番 (林委員) 審議番号13番について説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。転用の目的は貸倉庫1棟及び貸露天駐車場、転用理由は、倉庫と駐車場を整備して自分が役員をしている会社に貸し、賃料収入を得るものです。借受予定者は、株式会社〇〇です。ビデオで見ていただいたとおり、申請地は竹林になっている状況です。

農地法の運用については、その他の農地に該当します。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明が終わりました。推進委員より補足説明はございませんか。

推進委員 (「ありません。」)

議 長 審議番号13番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号13番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号13番は承認いたします。

24頁をお開きください。次に、議案第8号「農用地利用集積計画(特例事業関係)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号1番から審議番号7番までは、推進機構からの買入れです。審議番号8番と9番は推進機構への売渡しです。1番から9番までの案件につきましては、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番から9番を一括とし、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)。

議 長 なければ、審議番号1番から9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手。

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番から9番は承認とし市長へ通知いたします。

27頁をお開きください。次に、議案第9号「非農地判断について」を議題とし、事務局の

説明を求めます。

- 事務局
議 長 (松尾) 議案朗読をもって説明。3件ございます。
事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員が欠席ですので、事務局の説明を求めます。
- 事務局 (松尾) 審議番号1番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。一筆はお寺の駐車場として利用されており、20年以上宅地課税されていることを確認しています。もう一筆は山林として26年以上の樹齢であることを森林簿で確認しています。ご審議の程よろしく申し上げます。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。
議 長 審議番号1番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。12番畑委員。
- 12番 (畑委員) 審議番号2番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。申請土地は、平成29年7月九州北部豪雨災害により被災し、ビデオで見ただけのとおり、農地を元に戻すのは困難な状況です。
ご審議の程よろしく申し上げます。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
議 長 審議番号2番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
議 長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。
次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。16番林委員。
- 16番 (林委員) 審議番号3番について説明いたします。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。申請土地は、住宅転用の測量の際に隣接する建設会社の敷地になっていることが分かったため、今回非農地判断の申請があがっています。
ご審議の程よろしく申し上げます。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。
議 長 審議番号3番について、質問や意見はありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)。
議 長 なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
全委員 賛成の挙手。
議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認といたします。

以上をもちまして、本日の議案は、すべて終了いたしました。これで審議を終わります。

(会議終了時刻 15:46)